

東近江市民による電話での愛荘町役場への 同和地区問い合わせ差別事件にかかる見解

平成22年(2010年) 1月 15日

東 近 江 市

1. はじめに

あらゆる差別をなくし市民一人ひとりが人権意識を高め、日常生活の中でお互いの存在をかけがえのないものとして認め合える東近江市を築くため、平成19年(2007年)3月に「東近江市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、平成20年(2008年)3月には条例の精神を一日も早く具現化させるために、「人権施策基本計画」の策定を行ない、「人権文化の花咲くまち」実現に向け一層の推進を図っているところです。

こうした中、平成19年(2007年)8月に東近江市民による同和地区問い合わせ事件が発生し、本市としては、当時、この事件に対し、差別事象ではないとの見解を出しました。

しかし、滋賀県や愛荘町は、この件については差別であるとの見解を示され、本市の見解と違いが生じました。また、平成19年(2007年)12月26日の第2回対策会議以降、滋賀県や問い合わせを受けた愛荘町との協議を行なってこなかった事で、本市は長期間にわたって連携をせず取り組みができない状態でした。

このような状況の中、平成21年(2009年)3月議会で市長は、「必要も無いのに同和地区を問い合わせることや、同和地区を騙っていることは差別であるとの思いから滋賀県、愛荘町と連携をしながら、この問題の早期解決を図る」と答弁しました。

更に、本市が平成18年度(2006年)に実施した「人権問題に関する市民意識調査」によると、約3割の人が「5年以内に同和問題と関連した差別発言を聞いた」と回答され、今なお差別が残っていることが窺えます。このことから、今回の問い合わせは、差別に苦しんでいる人たちの差別解消への願いを思うと、許しがたい差別事件と考え、再度滋賀県や愛荘町、関係機関と、この問題について連携して解決に取り組みました。その中で、これまでに東近江市が取り組んできた内容の再検証を行なった結果や、A氏への再聞き取りの結果、A氏には「同和地区に対する差別が残っている」という認識をもっていることが確認でき、またA氏も、今回の問い合わせを反省していること等から、次のように見解をまとめました。

2. 事件の概要

(1) 日 時 平成19年(2007年)8月16日(木)
午後7時25分～29分

(2) 場所及び対応者 愛荘町役場愛知川庁舎への電話
(宿直) 愛荘町職員

(3) 電話の内容

- ・男性の声で「〇〇(愛荘町内の大字名)は同和地区か」と尋ねる電話があった。
- ・どちらの方かと何度か尋ねると「八日市〇〇町の〇〇(姓)」と答えられた。
- ・下の名前も教えてほしいと言うと「私も同和地区や、どうかが聞きたいだけ」と答えられた。
- ・「このお電話の内容は問題ですが」と再び氏名を尋ねると「どうかが聞きたいだけ、あかん事はわかっている」と言い電話を切られた。

(4) 電話の着信履歴による発信人
東近江市〇〇町在住A氏(男性)

3. 同和地区かどうかを問い合わせ、騙った件について

今回の事件について、先の見解では、同和地区かどうかを聞き出し、その情報にもとづいて差別行為を行った、あるいは客観的に見てその情報を差別行為に使うことが明確な場合は差別だといえますが、本事案は、20年～25年前の出来事を思い出し、その疑問をはらそうとして同和地区かどうかを知ろうとしたのであって、そこに差別行為を行う要素を感じ取ることは出来なかったため差別とは言えないとしました。

また、「名前は」との何度かの問いに、答えに窮して他人の名前を使ってしまったことは、人としてのモラル(道徳)の問題として非難されるべきことですが、このことによって特定の人や地域を「蔑視した」とか「差別した」とは言えず、かたりの中に同和地区への差別的なまなざしを感じ取ることはできませんでした。したがって、この件についても差別とは言えないと考えました。

しかし、同和地区を問い合わせる行為については、同和問題を正しく知るための研修や学習のように部落差別を解決するという明確な目的のために行なわれるものもあり、すべてが差別につながるものではありませんが、その場合には、目的や方法の正当性を確認していかなければなりません。今回の場合問い合わせの目的は、本人の聞き取りからも「〇〇が同和地区かどうか気にな

ったため」「悪いことはわかっている」と証言していることから、同和地区を問い合わせるといふ目的には正当性はありません。

また、問い合わせた方法として虚偽の氏名と同和地区を騙ったことから方法に正当性はありません。身元調査や戸籍の不法取得にみられるように、問い合わせ行為が巧妙に行なわれてきたことも忘れてはいけません。さらに、同和地区の名称を騙る行為は、今日まで「同和地区は怖い」「集団で押しかけてくる」などの同和地区に対する偏見を悪用して相手を威嚇する時や要求を聞かせる場合に使われ、このことが、「同和地区は怖い」という意識をさらに増大させるという悪循環を招き、同和問題の解決を逆行させることにつながるものであり、決して許されるものではないと考えます。

したがって、目的にも方法にも正当性がなく今回の事件は明らかに差別事件であると考えます。

なお、A氏は、同和地区を問い合わせたことについて、差別であり良くないことと認め、同和地区の人の名前を勝手に使ったことに対しても、同和地区の人に対する差別につながることを認め、「今回このような問題を起こしたことに対して、本当に申し訳なく深く反省をしています。」との反省文を提出している。

4. 今後の取り組み

今日、私たちの周りでは、人権尊重の意識は着実に浸透してきているものの、今回発生した同和地区差別問い合わせ事件の教訓から見ると、家庭・地域・職場などの日常生活のあらゆる場で、同和問題に対する偏見がまだまだ残っています。こうした中、今なお残る予断と偏見による差別意識の解消を図るため、本市は、滋賀県、関係機関・団体と連携して差別をなくす実践が促されるような住民啓発・企業啓発・職員研修会を積極的に推進していきたいと考えています。

具体的には、(1) 報告集会の開催

滋賀県、関係機関・団体と合同でこの事件の真相についての報告集会を開催し、本市の見解を報告する。

(2) 行政の課題

- ①新見解を基本に研修会を開催し、職員に周知徹底する。
- ②同和地区に関する問い合わせへのマニュアルを徹底し、市職員としての対応を周知する。
- ③滋賀県をはじめとして関係機関・団体との信頼関係に基づいて連携を深め、人権行政を推進していく。

(3) 市民啓発

- ①東近江市人権のまちづくり協議会及び人権と福祉推進協議会と連携をしながら、新見解を基本に啓発活動・研修会等の開催をする。
- ②市広報誌、人権啓発冊子などを活用して本事件についての啓発を実施する。

(4) 企業啓発

- ①企業内人権研修についても企業訪問を強化する中で、窓口担当者との連携を図ると共に、八日市企業内人権教育推進協議会、東近江市人権のまちづくり協議会企業事業所部会、東近江地域企業内人権啓発連絡協議会、滋賀同和問題企業連絡会との一層の連携を図り企業内での啓発及び研修会の実施について指導する。
- ②企業研修・啓発の手法、内容について検討する。

本市では、以上の点を基本に、すべての人の人権が尊重される住みよい明るいまちづくりの実現に取り組んでいきたいと考えています。

5. むすび

今回の東近江市民による電話での愛荘町役場への同和地区問い合わせ差別事件によって、滋賀県や愛荘町、並びに関係者の皆様に対しましては多大なるご迷惑をおかけし、また、東近江市民の皆様方におきましても何かとご心配をおかけすることとなり、大変申し訳ありませんでした。

さらに、今回発生しました差別事象については本市の対応により、滋賀県及び関係機関・団体の合意に基づく差別事象の取り組み方針により一体に取り組むべきところ、連携をせず、事件の解決に至るまでに長期間を要したことを深く反省すると共にお詫び申し上げます。

今後は、その反省の上に滋賀県及び関係機関・団体と連携を保ちながら、同和問題をはじめ、さまざまな人権問題の解決に向け、市民全体に啓発・教育を進めていく決意です。

つきましては、関係各位のご理解をいただくと共に、人権施策の推進になお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。